

令和8年度 保育料 3号認定

区分	階層	階層	3歳未満（0～2歳児クラス）					
			第1子		第2子		第3子以降	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護法による被保護世帯	1	A	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	市民税の区分	2	B	0	0	0	0	0
市民税均等割のみ 所得割 39,600円未満		3	C 1	14,000	13,700	7,000	6,850	0
39,600円以上 48,600円未満			C 2	17,500	17,100	8,750	8,550	0
48,600円以上 57,700円未満		4	D 1-1	22,000	21,600	11,000	10,800	0
57,700円以上 63,000円未満			D 1-2	22,000	21,600	22,000	21,600	0
63,000円以上 67,000円未満			D 2	23,500	23,000	23,500	23,000	0
67,000円以上 82,000円未満			D 3	25,500	25,000	25,500	25,000	0
82,000円以上 97,000円未満			D 4	27,000	26,500	27,000	26,500	0
97,000円以上 135,000円未満		5	D 5	29,000	28,400	29,000	28,400	0
135,000円以上 153,000円未満			D 6	31,500	30,900	31,500	30,900	0
153,000円以上 169,000円未満			D 7	34,500	33,800	34,500	33,800	0
169,000円以上 286,000円未満		6	D 8	37,000	36,300	37,000	36,300	0
286,000円以上 301,000円未満			D 9	40,000	39,200	40,000	39,200	0
301,000円以上 397,000円未満	7	D 10	43,500	42,600	43,500	42,600	0	0
397,000円以上	8	D 11	48,000	47,000	48,000	47,000	0	0

*令和8年4月～令和8年8月は令和7年度の市民税額から、令和8年9月～令和9年3月は令和8年度の市民税額から算定されます。

*階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

*児童の数え方は、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童から年齢の高い順に数えます。

*D1-2からD11の第2子は、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している小学校就学前までの子どものうち、最年長の子どもが上段の額、2人目が下段（網掛け部分）の額になります。

*第3子以降は0円です。（市の独自の施策として、令和6年度より無償化しています。）

令和8年度 保育料 3号認定【ひとり親家庭、障害児(者)と同居世帯】

区分	国 籍 層	市 階 層	3歳未満（0～2歳児クラス）					
			第1子		第2子		第3子以降	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護法による被保護世帯	1	A	0	0	0	0	0	0
市民税の区分	2	B	0	0	0	0	0	0
	3	C 1	6,500	6,400	0	0	0	0
		C 2	8,100	7,900	0	0	0	0
	4	D 1	8,100	7,900	0	0	0	0
		D 2	8,100	7,900	0	0	0	0
		D 3-1	8,100	7,900	0	0	0	0
		D 3-2	25,500	25,000	25,500	25,000	0	0
		D 4	27,000	26,500	12,750	12,500	0	0
	5	D 5	29,000	28,400	27,000	26,500	0	0
		D 6	31,500	30,900	14,500	14,200	0	0
		D 7	34,500	33,800	31,500	30,900	0	0
	6	D 8	37,000	36,300	15,750	15,450	0	0
		D 9	40,000	39,200	34,500	33,800	0	0
		D 10	43,500	42,600	20,000	19,600	0	0
397,000円以上	8	D11	48,000	47,000	43,500	42,600	0	0

* 令和8年4月～令和8年8月は令和7年度の市民税額から、令和8年9月～令和9年3月は令和8年度の市民税額から算定されます。

* 階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

* 児童の数え方は、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童から年齢の高い順に数えます。

* D3-2からD11の第2子は、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している小学校就学前までの子どものうち、最年長の子どもが上段の額、2人目が下段（網掛け部分）の額になります。

* 第3子以降は0円です。（市の独自の施策として、令和6年度より無償化しています。）